

# 投資信託の種類と課税の概要

## 根拠法による分類

投資信託の種類は非常に多様です。投資信託の課税上の扱いは、根拠法、運用対象、募集方法の違い、金融商品取引所に上場されているか否かなどにより異なります。

### ◆(1)投資信託法を根拠とするもの

投資信託法を根拠とする投資信託は、契約型投資信託と会社型投資信託に分かれます。

**契約型投資信託**とは、信託契約に基づき、投資信託委託会社などが信託銀行などに信託財産の運用を委託し、その運用益を投資家が受ける形の投資信託です。投資家は、投資信託委託会社などが発行する受益権を購入することとなります。

**会社型投資信託**では、資産運用を目的とする投資法人が設立されます。投資法人は、資産運用を投資信託委託会社などに、資産管理などを信託銀行などにそれぞれ委託します。投資家は、投資法人が発行する投資証券等に投資し、運用益を配当の形で受け取ります。

### ◆証券投資信託か否か

契約型投資信託は、**証券投資信託**と「**証券投資信託以外の投資信託**」に分かれます。

証券投資信託とは、主として有価証券（有価証券関連デリバティブ取引を含む）に対する投資として運用することを目的とする投資信託です。

まず、一般に「投資信託」と呼ばれているものは、大きく、投資信託法を根拠とするもの、信託法を根拠とするもの、投資法人債型ETFの3種類に分かれます。

### ◆株式投資信託と公社債投資信託

証券投資信託は、株式投資信託と公社債投資信託に分けられます。**公社債投資信託**は主に公社債で運用される投資信託で、株式を一切含みません。公社債投資信託以外の証券投資信託が**株式投資信託**です。

### ◆私募と公募

募集方法により、公募による投資信託と私募による投資信託に分類されます。**公募**とは、多数の者（50名以上）を相手として有価証券の取得の申込みの勧誘を行う場合をいいます。一方、**私募**とは、少数の者（50名未満）を募集の相手とし、多数の者に当該有価証券が譲渡されるおそれが少ない場合や、適格機関投資家のみを対象とする場合（いわゆるプロ私募）における有価証券の取得の申込みの勧誘をいいます。

### ◆公社債等運用投資信託と非公社債等投資信託

「証券投資信託以外の投資信託」で、公社債、手形、指名金銭債権および合同運用信託により運用するものを、**公社債等**

**運用投資信託**といいます。「証券投資信託以外の投資信託」で公社債等運用投資信託以外のものを、**非公社債等投資信託**といいます（例えば、契約型の不動産投資信託や商品投資信託などがあります）。

### ◆特定投資法人の投資口

会社型投資信託の投資証券のうち、公募でオープンエンド型のものを、**特定投資法人の投資口**といいます。**オープンエンド型**とは、保有者がいつでも自由に解

約請求することができる投資信託をいいます。他方、償還まで原則として保有者が解約請求することができない投資信託を**クローズドエンド型**といいます。

### ◆上場されている投資信託

クローズドエンド型の投資信託の中には、金融商品取引所に上場することで投資家に売買の機会を提供しているものがあります。ETFや上場REITなどがこれに該当します。

### ◆(2)信託法を根拠とするもの

信託法を根拠とする特定受益証券発行信託の受益証券も「投資信託」と呼ばれることがあります。主に、貴金属等に投

資するETFや、ETNなどがこれに該当します。

### ◆(3)投資法人債型ETF

投資法人債型ETFは、他のETFと同様に金融商品取引所で売買することができますが、法律上は債券として位置付けられます（詳しくは194ページを参照）。

このように投資信託は、様々に分類されます。また、この分類によって課税方法も異なります。

## 上場株式等と一般株式等の分類

投資信託は、主に、上場株式等か一般株式等かにより大きく課税の扱いが異なります。

**公募または上場の投資信託は、上場株式等**に分類されます。上場株式等に分類される投資信託の譲渡損益は、上場株式や特定公社債などの譲渡損益・償還損益と合算して、**上場株式等の譲渡所得等**として申告分離課税の対象となります。

**私募かつ未上場の投資信託は、一般株式等**に分類されます。一般株式等に分類される投資信託の譲渡損益は、未上場株

式や一般公社債などの譲渡損益・償還損益と合算して、一般株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。

上場株式等に分類される投資信託と、一般株式等に分類される投資信託の譲渡損益はそれぞれ別々に計算しますので、相互の損益通算はできません。

投資信託の分配金および解約・償還差益については、商品分類ごとに課税上の扱いが異なります。課税方法の内容も含め、詳しくは、次ページの表を参照してください。

## ●投資信託の種類別の課税方法

|               |                                        |               |    |                           | 分配金等                           | 解約・償還差損益                             | 譲渡損益                        |                 |
|---------------|----------------------------------------|---------------|----|---------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------|-----------------|
| 投資信託法を根拠とするもの | 契約型                                    | 証券投資信託        | 公募 | 公募公社債投資信託                 | 利子所得<br>(上場株式等)                | 申告分離<br>(上場株式等)                      |                             |                 |
|               |                                        |               |    | 公募株式投資信託<br>(通常のETF含む)    | 配当所得<br>(上場株式等)                |                                      |                             |                 |
|               |                                        |               | 私募 | 私募公社債投資信託                 | 利子所得として<br>源泉分離<br>(税率20.315%) | 償還差損は一般株式等の譲渡損失<br>償還差益は利子所得として源泉分離  | 申告分離<br>(一般株式等)             |                 |
|               |                                        |               |    | 私募株式投資信託                  | 配当所得<br>(一般株式等)                | 償還差損は一般株式等の譲渡損失<br>償還差益は配当所得 (一般株式等) |                             |                 |
| 投資信託法を根拠とするもの | 契約型                                    | 証券投資信託以外の投資信託 | 公募 | 公募公社債等運用投資信託              | 利子所得<br>(上場株式等)                | 申告分離<br>(上場株式等)                      |                             |                 |
|               |                                        |               |    | 公募非公社債等投資信託               | 配当所得<br>(上場株式等)                |                                      |                             |                 |
|               |                                        |               | 私募 | 私募公社債等運用投資信託              | 配当所得として<br>源泉分離<br>(税率20.315%) | 償還差損は一般株式等の譲渡損失<br>償還差益は配当所得として源泉分離  | 申告分離<br>(一般株式等)             |                 |
|               |                                        |               |    | 私募非公社債等投資信託               | 配当所得<br>(一般株式等)                | 償還差損は一般株式等の譲渡損失<br>償還差益は配当所得 (一般株式等) |                             |                 |
|               | 会社型                                    | 投資証券          | 公募 | オープン・エンド型<br>(特定投資法人の投資口) |                                | 配当所得<br>(上場株式等)                      | 申告分離<br>(上場株式等)<br>配当課税部分あり | 申告分離<br>(上場株式等) |
|               |                                        |               |    | クローズド・エンド型                | うち上場(上場REITなど)                 |                                      |                             |                 |
|               |                                        |               |    |                           | うち非上場                          |                                      |                             |                 |
|               |                                        |               | 私募 |                           |                                |                                      |                             |                 |
| 信託法を根拠とするもの   | 特定受益証券発行信託                             |               |    | うち上場 (ETN、貴金属等ETFなど)      | 配当所得<br>(上場株式等)                | 申告分離<br>(上場株式等)                      |                             |                 |
|               | 投資法人債型ETF<br>(割引債以外で利子の支払われない債券で上場のもの) |               |    |                           | [利子は支払われないものとされている]            | 申告分離<br>(上場株式等)                      |                             |                 |

(注) この表における私募投資信託は非上場であることを前提に課税方法を説明しています。

|                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配当所得 (上場株式等) …税率20.315% (所得税15.315%、住民税5%) で源泉徴収後申告不要。確定申告し、申告分離課税または総合課税を選択可。                            |
| 利子所得 (上場株式等) …税率20.315% (所得税15.315%、住民税5%) で源泉徴収後申告不要。確定申告し、申告分離課税を選択可。                                   |
| 配当所得 (一般株式等) …税率20.42% (所得税20.42%) で源泉徴収。少額配当の場合などを除き、原則、確定申告し総合課税を適用。                                    |
| 申告分離 (上場株式等) …上場株式等の譲渡所得等として税率20% (所得税15%★、住民税5%) の申告分離課税。譲渡損失は3年の繰越控除可。申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得・利子所得と損益通算可。 |
| 申告分離 (一般株式等) …一般株式等の譲渡所得等として税率20% (所得税15%★、住民税5%) の申告分離課税。譲渡損失の繰越控除不可。配当や利子との損益通算不可。                      |

(注) ★印の付いている所得税については、復興特別所得税も課されます。復興特別所得税

の税率は、基準所得税額の2.1%です。詳しくは [153ページ](#) をご参照ください。